

○丹波市公の施設の指定管理者選定評価委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 17 日

訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年丹波市規則第 18 号)第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、公の施設の指定管理の候補者の選定及び指定管理に係る評価を公正かつ適正に行うため、丹波市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の選定に関する事項。
- (2) 公の施設の指定管理者の募集内容に関する事項。
- (3) 公の施設の指定管理者の選定に関する事項。
- (4) 指定管理者による公の施設の管理運営状況の評価に関する事項。
- (5) 公の施設の指定管理者の指定の取消しに関する事項。
- (6) 丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年丹波市条例第 3 号)第 4 条に規定する特例による指定管理者の候補者選定に関し、指導及び助言をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会において特に必要があると認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、副市長、ふるさと創造部長及び財務部長並びに指定管理者制度を採用しようとする公の施設を所管する部長、課長等を委員として構成する。ただし、前条第 4 号及び第 6 号に規定する事項に係る会議については、公の施設を所管する部長及び課長等を委員から除くものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する委員のほか臨時に委員を 2 名以内置くことができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、財務部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の合意により決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

(報告等)

第7条 委員長は、委員会において、次に掲げる事項を決定したときは、市長に報告しなければならない。

- (1) 指定管理者制度適用の基準及び導入の適否についての評価
- (2) 指定管理者募集における評価指標及び目標値設定の指導
- (3) 指定管理者の候補者の選定に係る経過及びその方法
- (4) 業務計画書及び管理運営報告に対する評価・指導
- (5) 評価結果の事業への反映方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、評価の結果により改善の要求があった場合は、その内容を検討の上、指定管理者に改善を求めるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部資産活用課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月30日訓令第32号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成19年4月18日訓令第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成21年3月31日訓令第16号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成 21 年 8 月 4 日訓令第 40 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成 22 年 3 月 19 日訓令第 15 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 3 月 29 日訓令第 21 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 16 日訓令第 11 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 31 年 3 月 26 日訓令第 6 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年 3 月 12 日訓令第 12 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年 8 月 25 日訓令第 24 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(令和 3 年 3 月 9 日訓令第 8 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 2 月 25 日訓令第 4 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。